官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件 一
（農林水産一一七九～一一八六）
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件 二
（国土交通七八四～七八七）
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同七八八） 三
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件 四
（防衛一八〇）
○道路に関する件 四
（近畿地方整備局八六、八七）
〔国会事項〕
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省） 六
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同） 七
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同） 七
〔人事異動〕
内閣　宮内庁 八
〔官庁報告〕
官庁事項
有権者申出方、登録政治資金監査人登録、登録政治資金監査人登録抹消公告関係 九
諸事項 三〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七七） 三〇
〔公　告〕
官庁
有権者申出方、登録政治資金監査人登録、登録政治資金監査人登録抹消公告関係 三〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係 三〇
会社その他

その他告示

○農林水産省告示第千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　秋田県大館市比内町独鈷字日詰一〇九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市寺内神屋敷二八九の一（次の図に示す部分に限る。）、二九〇の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字備中谷二〇一三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字備中谷一九五四の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字備中谷二〇一八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字備中谷二〇二一の一二、二〇二一の三二、二〇二三の二、二〇二四の四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字古園二三八六、二三九二、二三九三、二三九四の一、二三九七、二三九九から二四〇四まで、二四〇五の三、二四〇五の四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字モチノキ一一六四の一〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第七百八十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年七月十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5083号	電子海図情報表示装置	ＦＭＤ－3200	古野電気株式会社	表示器の追加

○国土交通省告示第七百八十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年七月十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5573号	航海用レーダー	ＦＡＲ－2218－12ＣＦ	古野電気株式会社	表示器の追加
第5574号	〃	ＦＡＲ－2218－20ＣＦ	〃	〃
第5575号	〃	ＦＡＲ－2218－24ＣＦ	〃	〃
第5576号	〃	ＦＡＲ－2228－20ＣＦ	〃	〃
第5577号	〃	ＦＡＲ－2228－24ＣＦ	〃	〃
第5710号	〃	ＦＡＲ－2228－Ｎ ＸＴ－12ＣＦ	〃	〃
第5711号	〃	ＦＡＲ－2228－Ｎ ＸＴ－20ＣＦ	〃	〃
第5712号	〃	ＦＡＲ－2228－Ｎ ＸＴ－24ＣＦ	〃	〃
第5578号	〃	ＦＡＲ－2238Ｓ－36ＣＦ	〃	〃
第5579号	〃	ＦＡＲ－2238Ｓ－ＮＸＴ－36ＣＦ	〃	〃
第5671号	〃	ＦＡＲ－2258－24ＡＦ	〃	〃
第5328号	〃	ＦＡＲ－3220－20ＣＦ	〃	〃
第5715号	〃	ＦＡＲ－3220－Ｎ ＸＴ－20ＣＦ	〃	〃
第5716号	〃	ＦＡＲ－3220－Ｎ ＸＴ－24ＣＦ	〃	〃

○国土交通省告示第七百八十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年七月十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5751号	船外機（小型船舶用）（操舵機能が内蔵されているもの）	６ＭＬ	ヤマハ発動機株式会社	①質量の変更②燃料フィルター及び燃料経路の変更③トップカウリング及びエプロンへ吸音材の追加④シュラウドカバー形状変更
第5752号	〃	６ＭＭ	〃	〃

○国土交通省告示第七百八十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年七月十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5697号	持運び式双方向無線電話装置	ＴＲＳ－800	東京計器株式会社	型式承認試験基準の改正に伴う対応

○国土交通省告示第七百八十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年七月十五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5830号	膨脹式救命いかだ（タンカー用）	ＦＲＮ－ＳＶ－15	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング
第5831号	自動復原膨脹式救命いかだ	ＦＲＮ－Ｒ－25Ｊ型	〃	〃
第5832号	進水装置用膨脹式救命いかだ	ＦＲＮ－ＳＮ－30ＪＤ型	〃	〃
第5833号	〃	ＦＲＮ－ＳＮ－35ＪＤ型	〃	〃
第5834号	救命浮器（膨脹式）（一般用）	ＦＲＮ－ＰＦ－55Ｊ型	〃	〃

○防衛省告示第百八十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和七年八月一日次のとおり決定された。

令和七年八月五日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一八九	朝霞駐屯地	朝霞市、和光市、新座市、東京都練馬区	国有	土地…約一五、〇〇〇平方メートル 建物…約二、四〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月一日から同月三十日までの間、訓練の展開及び撤収に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のために必要な追加期間 陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、相馬原演習場及び陸上自衛隊相馬原駐屯地の施設の一部を、日米地位協定第二条第四項(b)及び区域として提供する。ただし、施設及び区域は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三一八八	相馬原演習場	高崎市、群馬県北群馬郡榛東村	国有	土地…約一一、八〇〇平方メートル 建物…約一一〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月六日から同月三十日までの間、訓練の展開及び撤収に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のために必要な追加期間 陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設の一部を、伊丹駐屯地の施設の一部を、日米地位協定第二条第四項(b)及び区域として提供する。ただし、施設及び区域は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一七七	千僧駐屯地	伊丹市	国有	建物…約九四〇平方メートル 工作物等…水道等 訓練施設として新規提供する。 使用期間…令和七年八月四日から同年九月七日までの間、訓練の展開及び撤収に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のために必要な追加期間 陸上自衛隊千僧駐屯地の施設の一部を、日米地位協定第二条第四項(b)及び区域として提供する。ただし、施設及び区域は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四一六六	伊丹駐屯地	伊丹市、川西市	国有	土地…約二、一〇〇平方メートル 建物…約一、四〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年八月四日から同年九月五日までの間、訓練の展開及び撤収に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のために必要な追加期間 陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設の一部を、日米地位協定第二条第四項(b)及び区域として提供する。ただし、施設及び区域は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四一六一	小松飛行場	京丹後市	国有	土地…約八、五〇〇平方メートル 建物…約一、九〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月十二日から同月二十四日までの間、訓練の展開及び撤収に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のために必要な追加期間 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の施設の一部を、航空自衛隊経ヶ岬地位協定第二条第四項(b)及び区域として提供する。ただし、施設及び区域は、地位協定の関連ある条項が適用される。

四一七七	千僧駐屯地	伊丹市	国有
四一七八	川西駐屯地	川西市	国有

建物：約九〇〇平方メートル
工作物：水道等
訓練施設として新規提供する。
使用期間：令和七年九月六日から同月三十日まで
二　収用の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間
陸上自衛隊千僧駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。
提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物：約四〇〇平方メートル
工作物：水道等
訓練施設として新規提供する。
使用期間：令和七年八月四日から同年九月七日までの間
二　収用の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間
陸上自衛隊川西駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。
提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○近畿地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
綾部市東山町山家一番から同市広瀬町上ノ町一三〇番二まで	前	一一・七四～一六・〇四メートル
	後	一一・七四～一六・〇四メートル
	前	〇・〇九七キロメートル
	後	〇・〇九七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	綾部市東山町山家一番から同市広瀬町上ノ町一三〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月五日

国会事項

開会式

第二百十八回国会の開会式は、八月一日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第二百十八回国会の開会式を行うに当たり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

去る七月二十日参議院議員通常選挙が行われ、本日、臨時国会が新たな構成のもとに召集されました。

我々は、決意を新たに、当面する内外の諸情勢に的確に対処し、必要な施策の推進に万全を期さなければなりません。

ここに、開会式に当たり、我々に課せられた重大な使命に鑑み、日本国憲法の精神を体し、各々最善を尽くしてその任務を遂行し、もって国民の信託に応えようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第二百十八回国会の開会式に臨み、参議院議員通常選挙による新議員を迎え、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、国権の最高機関として、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

特別委員長互選

八月一日特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長　金子　恭之
政治改革に関する特別委員長　渡辺　周
沖縄及び北方問題に関する特別委員長　**逢坂**　誠二
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　牧　義夫
消費者問題に関する特別委員長　浦野　靖人
原子力問題調査特別委員長　江渡　聡徳
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長　谷　公一

会期議決通知及び通知書受領

八月一日本院は第二百十八回国会の会期を五日間と議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

又同日関口参議院議長から額賀議長宛、参議院は第二百十八回国会の会期を五日間と議決した旨の通知書を受領した。

議案提出

八月一日議員から提出した議案は次のとおりである。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（重徳和彦外十名提出）

質問書提出

八月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問主意書（吉川里奈提出）
「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問主意書（松尾明弘提出）
歯科医療機関への物価高騰やデジタルトランスフォーメーション対応支援等に関する質問主意書（山井和則提出）
パレスチナ国家承認に関する質問主意書（櫻井周提出）
大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問主意書（櫻井周提出）
インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問主意書（櫻井周提出）
日中間の文書に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
報道に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問主意書（田村貴昭提出）
「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書（山崎誠提出）
六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に関する質問主意書（山崎誠提出）
原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問主意書（山崎誠提出）
令和六年度決算における決算剰余金に関する質問主意書（櫻井周提出）

東京電力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質問主意書（阿部知子提出）
皇位継承資格を女子・女系に拡大することの意義に関する質問主意書（たがや亮提出）
政権に関する質問主意書（中谷一馬提出）
参議院選挙結果を踏まえた石破内閣の経済政策に関する質問主意書（中谷一馬提出）
外国勢力によるＳＮＳ等を通じた選挙への介入に関する質問主意書（中谷一馬提出）
政見放送の情報アクセシビリティに関する質問主意書（鈴木敦提出）
日米、核使用シナリオ報道に関する質問主意書（山川仁提出）
外国資本による不動産市場におけるマネー・ローンダリングの防止に関する質問主意書（松原仁提出）

報告書受領

八月一日内閣から次の報告書を受領した。
内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年一月二十四日から同年七月三十一日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

政府特別補佐人承認

八月一日額賀議長は、石破内閣総理大臣申出の次の者を、第二百十八回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　川本　裕子
内閣法制局長官　岩尾　信行
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

辞令

衆議院調査局調査員に任命する
第二特別調査室長を命ずる（八月一日）
笠置　隆範

参議院

議長辞任

八月一日議院は、関口昌一の議長辞任を許可した。

議長及び副議長当選

八月一日議長及び副議長の選挙において、次のとおり当選した。
議長　関口　昌一
副議長　福山　哲郎

常任委員長欠員

八月一日常任委員全員の辞任により常任委員長は全員欠員となった。

常任委員長当選

八月一日常任委員長の選挙において、次のとおり当選した。
内閣委員長　小野田紀美
総務委員長　小沢　雅仁
法務委員長　谷合　正明
外交防衛委員長　宮崎　勝
財政金融委員長　宮沢　洋一
文教科学委員長　勝部　賢志
厚生労働委員長　本田　顕子
農林水産委員長　舞立　昇治
経済産業委員長　礒﨑　哲史
国土交通委員長　小西　洋之
環境委員長　青山　繁晴
国家基本政策委員長　浅田　均
予算委員長　中西　祐介
決算委員長　片山さつき
行政監視委員長　芳賀　道也
議院運営委員長　牧野たかお
懲罰委員長　松田　学

特別委員長選任

八月一日次のとおり特別委員長を選任した。
災害対策特別委員長　平木　大作
政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員長　牧山ひろえ
政治改革に関する特別委員長　古川　俊治
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　松下　新平
地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長　山田　太郎
消費者問題に関する特別委員長　石井　章
東日本大震災復興特別委員長　榛葉賀津也

憲法審査会会長選任

八月一日次のとおり憲法審査会会長を選任した。
憲法審査会会長　長浜　博行

情報監視審査会会長選任

八月一日次のとおり情報監視審査会会長を選任した。
情報監視審査会会長　有村　治子

政治倫理審査会会長選任

八月一日次のとおり政治倫理審査会会長を選任した。
政治倫理審査会会長　松村　祥史

会期の議決及び通知

八月一日本院は、第二百十八回国会の会期を五日間と議決し、その旨衆議院及び内閣に通知した。

通知書受領

八月一日衆議院から、同院は第二百十八回国会の会期を五日間と議決した旨の通知書を受領した。

議案提出

八月一日議員から次の議案が提出された。
障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置に関する法律案（浜口誠外一名発議）（参第一号）

議案受領（予備審査）

八月一日衆議院から次の議案が送付された。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（重徳和彦外十名提出）（衆第一号）

質問主意書提出

八月一日議員から次の質問主意書が提出された。
戦後八十年に際する首相見解の形式及び位置付けに関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一号）
ＳＮＳにおける言論操作及び政府答弁の整合性に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第二号）
フェンタニルを含む薬物問題及び外国勢力による影響工作への国家安全保障上の対応に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第三号）
共産主義及び文化的マルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第四号）
トランプ関税対策としての内需拡大策に関する質問主意書（山本太郎提出）（第五号）
トカラ列島近海群発地震被災者への支援に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六号）
実動組織による原発避難支援が必要となる被曝線量限度に関する質問主意書（山本太郎提出）（第七号）
「日本はスパイ天国」という評価及び「スパイ防止法」制定に関する質問主意書（山本太郎提出）（第八号）
憲法を一から考える教育に関する質問主意書（安達悠司提出）（第九号）
選挙演説妨害の取締強化に関する質問主意書（安達悠司提出）（第一〇号）
ガザ地区の人道危機を鑑みたパレスチナ国家承認に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第一一号）
イスラエルによる違法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援する日本企業に対する人権デューデリジェンス強化に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第一二号）
国土交通大臣任命に関する質問主意書（百田尚樹提出）（第一三号）
拉致問題担当の内閣官房参与二名の辞任に関する質問主意書（百田尚樹提出）（第一四号）

政府特別補佐人承認

八月一日関口議長は、石破内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百十八回国会政府特別補佐人として承認した。
人事院総裁　川本　裕子
内閣法制局長官　岩尾　信行
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

議長及び副議長選挙通知

八月一日本院は、議長に関口昌一、副議長に福山哲郎を選挙した旨衆議院及び内閣に通知した。
また、同日事務総長から宮内庁長官宛、本院は議長に関口昌一、副議長に福山哲郎を選挙した旨念のため通知した。

報告書受領

八月一日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年一月二十四日から同年七月三十一日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

辞令

参議院参事　堀木　智史
議長秘書を命ずる
秘書課勤務を命ずる
参議院常任委員会調査員　内藤　俊介
参議院参事に任ずる
副議長秘書を命ずる
秘書課勤務を命ずる
（議長秘書）参議院参事　大澤　敦
議長秘書を解く
委員部第三課長を命ずる（以上八月一日）

人事異動

内閣

内閣官房副長官補に任命する
　内閣官房副長官補　田中　利則
願に依り本官を免ずる
　同　田中　利則
内閣官房組織令第十条の規定の職務を行う内閣官房副長官補に指定する
　（東京高等検察庁検事）検事　小川理津子
　（東京地方検察庁検事）同　大久保直輝
　（同）同　小暮　純一
　（同）同　仲吉　統
　（同）同　脇村　真治
　　太田　晃詳
　　瀬田　浩久
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）
　赤坂　剛　大倉　治子　川上　康
　草野　和弘　櫻井　由美　定久　朋宏
　田中　美香　徳江　淳　中橋　正幸
　西川　裕巳　橋本　聡　堀川　浩司
　丸山　和広　宮下　美和　大和谷　**教**
　山根　克彦　西川　潤　久永利恵子
　山下　知樹　吉田　隆樹　野津　聡
　赫田英二朗　村田　泰志　大橋憲一郎
　渡**邉**　貴之　安里　真也　古賀　康平
　篠原　真理　檜垣　和博　今野　隆一
　田邊　明　橋本　寿弥　平野　亮一
　村上　庫二　大塚　貴志　髙橋　清志
　池田　誠　勝川　好夫　小林　進
　笹本　桂輔　土肥　直樹　中林　清則
　西岡　雅和　羽生　康博　松井　秀彦
　佐**塚**　一寿　堀井　律　阿部　憲昭
　樋口　愼一　秋本　隆二　岸本　将嗣
　佐伯　公正　長谷川卓司　福田　人美
　竹内　正浩　伊藤　知広　**巽**　信裕
　小林勘一郎　佐伯　美保　飼馬　淳二
　岩原　寛　小川　達夫　梶本　宜孝
　西川　清春　大林　俊二　三津川　昇
　髙田　晃由　南　正一　出口　**曜**資
　堀田　一朗　橋**邉**　隆司　金子　進
　是枝　浩美　菅原　康生　**廣**海　賢治
　脇山　靖幸　藤田　満弘　**菅**　正俊
簡易裁判所判事に任命する（各通）
　（東京地方裁判所判事）判事　田郷岡彩香
　（水戸地方裁判所判事兼水戸家庭裁判所判事）同　甚田　理恵
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上八月一日）
　（外務省在英国日本国大使館公使）外務事務官　孫崎　馨
　内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に昇任させる
　（防衛省大臣官房秘書課長）防衛書記官　中間　秀彦
　内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））に採用する
　（防衛省航空自衛隊航空教育集団司令部幕僚長）空将補　岡本　秀史
　内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））に採用する
　内閣官房副長官補付に併任する
　（内閣官房国家安全保障局企画官）内閣事務官　藤井　太郎
　内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）に昇任させる
　（外務省欧州局ロシア課企画官）外務事務官　兒玉　義和
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に昇任させる
　（防衛省防衛政策局調査課長）防衛書記官　安藤　誠
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に採用する
　（防衛省大臣官房付）防衛事務官　佐藤　勝久
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に採用する
　国家サイバー統括室に併任する
　（警察庁長官官房付）警視長　堺　瑞崇
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
　内閣総務官室に併任する
　（外務省総合外交政策局人権人道課長）外務事務官　尾﨑壮太郎
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
　（内閣府経済社会総合研究所上席主任研究官）内閣府事務官　市川　恭子
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる
　（防衛省大臣官房付）防衛事務官　小久保勝之
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に採用する
　国家安全保障局に併任する
　（外務省経済局経済安全保障課長）外務事務官　舟津　龍一
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に併任する
　内閣官房副長官補付に併任する
　（防衛省統合幕僚監部防衛計画部防衛課付）一等陸佐　石岡　直樹
　内閣事務官に兼ねて任命する
　内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）を命ずる
　（内閣府大臣官房）内閣府事務官　児玉　泰明
　（内閣府参事官（地域担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））同　岡野　武司
　（外務省大臣官房）外務事務官　清水　和彦
　（同）同　髙田　勝信
　（同）同　松原　一樹
　（外務省アジア大洋州局北東アジア第二課長）同　網谷　耕介
　（厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当））厚生労働事務官　山口　了子
　（経済産業省通商政策局総務課長）経済産業事務官　山口　仁
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
　（防衛省大臣官房付）防衛技官　吉川　毅
　内閣事務官に兼ねて任命する
　内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）を命ずる
　（外務省大臣官房）外務事務官　澤田　修孝
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
　（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）内閣事務官　寺内　彩子
　内閣府に出向させる
　（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　山﨑　洋平
　警察庁に出向させる
　内閣総務官室の併任を解除する
　（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　大槻耕太郎
　（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））同　山本　武臣
　（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　齋藤　敦
　（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））同　竹端　昌宏
　外務省に出向させる
　（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　井上　清敬
　国土交通省に出向させる
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
　（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　松尾　智樹
　（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））同　岡本亜理博
　防衛省に出向させる（各通）
　（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））内閣事務官　西脇　匡史
　防衛省に出向させる
　内閣官房副長官補付の併任を解除する
　（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　河野　太
　防衛省に出向させる
　国家サイバー統括室の併任を解除する
　（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））内閣事務官　水廣　佳典
　防衛省に出向させる
　国家安全保障局の併任を解除する
　（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））内閣事務官　小杉　裕一
　防衛装備庁に出向させる
　（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　海江田達也
　防衛装備庁に出向させる
　内閣総務官室の併任を解除する
　（内閣府大臣官房）内閣府事務官　中道紘一郎
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する
　内閣官房副長官補付の併任を解除する
　（外務省大臣官房）外務事務官　中原　直人
　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
　内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター分析部長）に昇任させる

（警察庁警備局付）警視長　矢作　将人
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　石井　龍
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる（各通）
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　**吉田　充志**
（内閣府参事官（地域担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））同　木村　順治
（外務省アジア大洋州局北東アジア第二課長）外務事務官　前田　修司
（経済産業省通商政策局国際経済部参事官（経済連携交渉官））
経済産業事務官　田村　英康
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（外務省大臣官房）外務事務官　林　裕二郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（各通）
（防衛省統合幕僚監部首席指揮通信システム官付）一等陸佐　竹内　肇
（防衛省統合幕僚監部防衛計画部防衛課付）同　大塚慎太郎
兼官を免ずる（各通）
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　山田　雅彦
兼官を免ずる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に採用する
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　西前　幸則
兼官を免ずる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に採用する
内閣総務官室に併任する（以上八月一日）

宮内庁

（長官官房総務課長）内閣府事務官　鈴木　敏夫
警察庁に出向させる
（皇宮警察本部副本部長）皇宮警視監　長村　順也
内閣府事務官（長官官房総務課長）に転任させる（以上八月一日）

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　千葉県立館山総合高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）校長　薮﨑　秀人
（変更後）校長　**吉川　昌彦**
三　変更年月日　令和七年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　千葉県立館山総合高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）校長　薮﨑　秀人
（変更後）校長　**吉川　昌彦**
三　変更年月日　令和七年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　千葉県立館山総合高等学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）校長　薮﨑　秀人
（変更後）校長　**吉川　昌彦**
三　変更年月日　令和七年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　東京都立大島海洋国際高等学校
二　登録海技免許講習の種類
（変更前）上級航海英語講習
（変更後）上級航海英語講習
レーダー観測者講習
レーダー・自動衝突予防援助装置シュミレータ講習
三　変更年月日　令和七年四月一日

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和七年八月五日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏名
六二九五	七、六、六	友田　桂子（業務上の呼称　中村　桂子）
六二九六	七、六、六	森嶋康太郎
六二九七	七、六、六	梶原　忍
六二九八	七、六、六	安藤　洋太
六二九九	七、六、六	志水　稔
六三〇〇	七、六、六	鈴木　利夫
六三〇一	七、六、六	大橋　潤平
六三〇二	七、六、二〇	川端　光
六三〇三	七、六、二〇	北山　隼地
六三〇四	七、六、二〇	大場　尚之
六三〇五	七、六、二〇	西原　竜介
六三〇六	七、六、二〇	下山　誠
六三〇七	七、六、二〇	奥村　圭祐
六三〇八	七、六、二〇	戸沢　健

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和七年八月五日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二〇五	柳谷　順三	五、九、二二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四一四	近藤　忠義	七、四、三	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四五五	瀬上　格	五、五、三一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
七〇四	岡本　春市	五、一二、一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一〇四一	小林　寛	七、六、六	本人からの申請
一〇九四	橋本　好秋	五、九、一三	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一四八七	永江　俊夫	五、一二、三一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一七九四	金子　明嗣	五、一〇、三〇	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二〇五三	大　毅	四、九、一七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二二五三	南　忠佳	六、六、一六	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二三八七	松田　一彦	五、六、二七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二三九二	松村　篤憲	五、六、一二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号

公　告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人彦坂孝孔の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年８月５日　　東京法務局

元当局所属公証人前田静男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年８月５日　　岡山地方法務局

二四六九　早坂　昇一　七、一、九　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二五四三　塚田　昭　五、六、三〇　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二八〇八　土倉　久人　七、四、二五　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二九二二　岡村　昭彦　五、七、一七　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三一九一　沖中　恒彦　五、八、五　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三三〇七　城　哲哉　四、九、二六　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三三三四　佐藤　大助　四、九、二二　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三四三〇　石井　碧八　五、七、五　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三四四九　平田　稔　七、六、六　本人からの申請
三六三三　根本　陽一　六、八、六　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三七一八　庄司　茂　七、三、三一　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三七五六　高垣　直澄　五、一二、一四　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三八六五　木田　隆　五、二、一五　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三八八九　大塚　裕唯　五、一一、三〇　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三九五〇　伊勢　修　七、三、三一　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三九六四　浦田　秀彦　六、九、六　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四三〇四　矢田　伸介　六、八、二七　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四五五五　松尾　雅泰　五、四、二　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四七二四　森山　務　五、三、九　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五七三七　中村　章　七、三、二五　政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五九二九　武政　芳宜　七、六、六　本人からの申請

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

小規模個人再生による再生手続開始

書面による計算報告

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.keihindock.co.jp

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年７月三日

掲載頁　四十一頁（号外第一五二号）

令和７年八月五日

横浜市神奈川区守屋町一丁目二番二

（甲）京浜ドック株式会社

代表取締役　中村　利

横浜市神奈川区守屋町一丁目二番二

（乙）株式会社横浜マシナリー

代表取締役　小澤　敏也

給与所得者等再生による再生計画認可

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年７月七日

掲載頁　一〇四頁（号外第一五五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年７月七日

掲載頁　一〇四頁（号外第一五五号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年７月七日

掲載頁　一〇四頁（号外第一五五号）

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年７月七日

掲載頁　一〇四頁（号外第一五五号）

（戊）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年７月七日

掲載頁　一〇三頁（号外第一五五号）

令和７年八月五日

愛知県一宮市千秋町町屋字東鎌田二八番地一

（甲）株式会社ヤクルト東海

代表取締役　横田　健

愛知県名古屋市北区会所町一二八番地

（乙）名古屋ヤクルト販売株式会社

代表取締役　前田　祐弘

愛知県半田市浜田町二丁目一番地の二

（丙）愛知中央ヤクルト販売株式会社

代表取締役　櫻井　清孝

三重県津市あのつ台四丁目六番二

（丁）三重ヤクルト販売株式会社

代表取締役　秋月　孝規

岐阜県岐阜市下奈良三丁目八番七号

（戊）岐阜ヤクルト販売株式会社

代表取締役　武藤　大介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することに致しました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年七月十八日

掲載頁　一二一頁（号外第一六六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和７年八月五日

奈良市北之庄町七二三番地一三

（甲）フジトランスポート株式会社

代表取締役　松岡　弘晃

大阪府泉佐野市上瓦屋二〇八番地の一

（乙）有限会社晃和自動車

取締役　髙奥　一秀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のメタル電線に係る開発、製造及び販売に関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.furukawa.co.jp/zaimu/kanren/fic693.htm

（乙）http://www.rikensen.co.jp/koukoku/index.htm

令和７年八月五日

東京都荒川区東日暮里六丁目四八番一〇号

（甲）古河電工メタルケーブル株式会社

代表取締役　徳田　繁

東京都中央区築地一丁目一二番二二号

（乙）理研電線株式会社

代表取締役　松村　泰三

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のメタル電線に係る開発、製造及び販売に関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.furukawa.co.jp/zaimu/kanren/fic693.htm

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年六月十九日

掲載頁　二一一頁（号外第一三六号）

令和７年八月五日

東京都荒川区東日暮里六丁目四八番一〇号

（甲）古河電工メタルケーブル株式会社

代表取締役　徳田　繁

神奈川県大和市深見西一丁目五番二八号

（乙）岡野電線株式会社

代表取締役　永井　清俊

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ミライタガ（住所埼玉県さいたま市南区別所二丁目六番四号）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年八月四日

掲載頁　二頁

令和７年八月五日

埼玉県さいたま市南区別所二丁目六番四号

株式会社多賀製作所

代表取締役　多賀　正展

組織変更公告

当組合は、労働者協同組合に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブわかばとします。

効力発生日は令和七年九月八日であり、総会承認決議は令和七年七月二十六日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

埼玉県川口市小谷場二〇六

企業組合ワーカーズ・コレクティブわかば

理事長　長谷川里津

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＳＯＵＮＴＨとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都渋谷区宇田川町七番一七―九〇一号

ユニーブル渋谷神南

合同会社ＳＭＯＯＴＨ

代表社員　村越　陽平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都世田谷区池尻二丁目三七番一七―九〇五号

合同会社ＴｏｍｍｙＧ

代表社員　冨安　仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都千代田区二番町八番地二―一四〇一号室　合同会社ＨＩＲＯ　ＩＳＬＡＮＤ

代表社員　小川宗一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は、ＳｍａｒｔＢＩＺ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都台東区日本堤二丁目一二番三号

Ｐ２Ｐ合同会社

代表社員　玉井　淳平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は泰松建設株式会社とします。

効力発生日は令和七年九月十九日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年七月二十四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

大阪府松原市天美我堂一丁目六〇番地

泰松建設合同会社

代表社員　泰松　大起

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月八日であり、組織変更後の商号は株式会社モナミとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

広島市安佐南区相田七丁目四六番九号

合資会社モナミ

代表社員　松下　高志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

福岡県久留米市東町四八九―二一

合同会社太輔商事

代表社員　執行　泰輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

福岡市中央区天神二丁目二番一二号Ｔ＆Ｊビルディング七階

山林等引受救済整備事業合同会社

代表社員　清正　正江

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年七月一日開催の臨時株主総会において、資本金の額を金四、五〇〇、〇〇〇円減少して、金九、五〇〇、〇〇〇円とすることを決議いたしました。

つきましては、本件減資に異議のある債権者は、令和七年九月六日までに当会社に対しその旨をお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://parkfield.jp/koukoku.pdf

令和七年八月五日

東京都目黒区上目黒一丁目二六番一号二九〇五

パークフィールド株式会社

代表取締役　林　將彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少し、一億円とすることにいたしました。減少する資本金につきましては、その全額を、資本準備金に振り替えることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月六日であり、株主総会の決議は、令和七年八月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.shibaparkhotel.com/

令和七年八月五日

東京都港区芝公園一丁目五番一〇号

株式会社芝パークホテル

代表取締役　柳瀬連太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　毎日新聞

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　十五頁

令和七年八月五日

東京都中央区日本橋一丁目二一番四号

葵工業株式会社

代表取締役　吉川　勝也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千百五十万円減少し、百万円とすることにいたしました。

また、令和七年七月二十八日から令和七年九月八日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合及び同期間内に新株予約権の全部又は一部が行使された場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を百万円とすることにいたしました。減少する資本金額の全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://gotoschool.co.jp/

令和七年八月五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番六号

株式会社Ｇｏｔｏｓｃｈｏｏｌ

代表取締役　松本　哲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千五百八十七万六千七百六円減少し、減少する資本金の額のうち八千五百八十五万五千七百六十五円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/664302/announces

令和七年八月五日

岡山市北区芳賀五三〇三岡山リサーチパークインキュベーションセンター一〇一号室

株式会社ＷＡＫＵ

代表取締役　姫野　亮佑

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月五日

香川県高松市伏石町一五六二番地

株式会社ＡＬＬ　ＧＲｉＮ

代表取締役　八木橋佑介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十六億二千八百三十一万七百十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月二十五日

掲載頁　二十一頁

令和七年八月五日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号

株式会社ＡＣＲＯＶＥ

代表取締役　荒井　俊亮

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四千八十五万四千二百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月五日

大阪市港区築港二丁目七番二六号

株式会社大昌工業

代表取締役　金城　崇紘

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を四百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月五日

東京都千代田区麹町五丁目七番地二ＭＦＰＲ麹町ビル七Ｆ

株式会社インフキュリオン

代表取締役　丸山　弘毅

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月五日

東京都千代田区麹町二丁目一二番地

株式会社ミツリ

代表取締役　西川　公美

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月五日

東京都八王子市下柚木二丁目一七番地一三

宮川石材株式会社

代表取締役　宮川　健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月五日

横浜市金沢区福浦二丁目一一番地七

株式会社アクアパルス

代表取締役　増田　健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月五日

島根県安来市飯島町四一二番地一

株式会社渡部工務店

代表取締役　渡部　成人

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヤクルト東海と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月五日

岐阜県岐阜市下奈良三丁目八番七号

岐阜ヤクルト販売株式会社

代表取締役　武藤　大介

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヤクルト東海と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月五日

愛知県名古屋市北区会所町一二八番地

名古屋ヤクルト販売株式会社

代表取締役　前田　祐弘

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヤクルト東海と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月五日

愛知県半田市浜田町二丁目一番地の二

愛知中央ヤクルト販売株式会社

代表取締役　櫻井　清孝

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヤクルト東海と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月五日

三重県津市あのつ台四丁目六番二

三重ヤクルト販売株式会社

代表取締役　秋月　孝規

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である塩田敬二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

グローバルプロスペクトパートナーズ・エルエルシー

日本における代表者　塩田　敬二

災害等準備金の拠出公告

社会福祉法第一二〇条第二項の規定に基づき公告します。

一　拠出の趣旨　令和六年能登半島地震に係る災害ボランティアセンター経費

二　拠出先　社会福祉法人石川県共同募金会

三　拠出額　一、四六〇、〇〇〇円

令和七年八月五日

静岡市葵区駿府町一番七〇号

社会福祉法人静岡県共同募金会

会長　柴田　久

訂正公告

令和七年七月二十五日（号外第一七〇号）掲載の第七十六期決算公告（枠組）中、損益計算書の要旨「経常利益　1,025」とあるは「経常利益　1,025」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月五日

札幌市北区北十二条西三丁目一番一五号

北海道酒類販売株式会社

代表取締役社長　伊関　淑之

正　誤

令和六年六月二十八日（号外第百五十六号）国土交通省告示第九百七十四号（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

三四八ページ改正後欄別記第一号（Ａ４）中

「

検査事項
閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況

」は

「

検査事項
閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況

」の誤り。